



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年3月1日火曜日 第286号

◇ 目 次 ◇ 告 示

一部事務組合の規約の変更許可.....	(市町振興課).....	73
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	(経営支援課).....	73
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(2件).....	(").....	74
保安林予定森林(2件).....	(森林整備課).....	75
港湾施設の概要.....	(港湾海岸課).....	76
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課).....	76
道路の区域変更(県道長浜保内線).....	(南予地方局大洲土木事務所).....	76
道路の供用開始(").....	(").....	76

公 告

技能検定の実施(前期).....	(労政雇用課).....	76
技能検定の実施(随時).....	(").....	77
二級建築士試験及び木造建築士試験の施行.....	(建築住宅課).....	78

人事委員会公告

令和4年度愛媛県職員採用候補者(上級)[行政事務B及び総合土木B]試験公告.....	(人事委員会事務局).....	79
--	-----------------	----

公営企業管理規程

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程.....	(公営企業管理局総務課).....	83
-----------------------------------	-------------------	----

告 示

○愛媛県告示第174号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県市町総合事務組合の規約の変更を許可した。

令和4年3月1日

愛媛県知事 中村時広

1 変更事項

令和4年3月31日をもって、愛媛県市町総合事務組合の構成団体である西予市を、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する共同処理事務構成団体から脱退させる。

2 規約変更年月日

令和4年4月1日

3 規約変更許可年月日

令和4年2月17日

○愛媛県告示第175号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年3月1日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ドラッグストアモリ宇和島店
宇和島市中沢町一丁目乙1677番1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
代表取締役 森 竜馬
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
代表取締役 森 竜馬
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年10月15日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,476平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
59台
イ 駐輪場の収容台数
10台
ウ 荷さばき施設の面積
80平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
6.96立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉

店時刻

24時間

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

令和4年2月14日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出

することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第176号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに愛南町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年3月1日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出の日 年月日
エーマックス愛南店・ローソン愛南町平城西店	南宇和郡愛南町御荘平城791番地1 外25筆	大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名	株式会社エースワン 高知県高知市南御座11番7号 代表取締役 中山 士志延 株式会社アイフーズ 南宇和郡愛南町御荘平城804番地 代表取締役 尾崎 勝也	株式会社エースワン 高知県高知市薮野南町28番12号 代表取締役 中山 太陽 株式会社アイフーズ 南宇和郡愛南町御荘平城804番地 代表取締役 尾崎 勝也	平成28年 5月16日 ほか	令和4年 2月14日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社エースワン 高知県高知市南御座11番7号 代表取締役 中山 士志延 株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目11番2号 代表取締役 新浪 剛史	株式会社エースワン 高知県高知市薮野南町28番12号 代表取締役 中山 太陽		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに愛南町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第177号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地

域産業振興部商工観光課並びに愛南町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年3月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
エーマックス愛南店・ローソン愛南町平城西店	南宇和郡愛南町御荘平城791番地1外25筆	駐車場の位置及び収容台数	346台 (4箇所)	182台 (2箇所)	令和4年 10月15日	令和4年 2月14日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	株式会社エースワン 午前9時から午後10時まで 株式会社ローソン 24時間	株式会社エースワン 午前7時から午後10時まで 小売業者未定 24時間		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	第1・2駐車場 午前8時から午後10時30分まで 第3・4駐車場 午前8時から午後10時まで 第5駐車場 24時間	駐車場1 - 1・2 午前6時30分から午後10時30分まで 駐車場1 - 2 24時間		
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	7箇所	5箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに愛南町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第178号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年3月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

宇和島市吉田町法花津字大谷庚170、庚216の1、庚217の1、庚218、庚219の3（次の図に示す部分に限る。）、庚229、字大谷奥8番耕地513（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大谷庚170・庚216の1・庚217の1・庚218・庚229（以上5筆について、次の図に示す部分に限る。）、庚219の3、字大谷奥8番耕地513（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及びその関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第179号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年3月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

西条市河之内甲422、甲423、甲962の1、甲962の2、乙175の1、乙175の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

河之内甲422・甲423・乙175の1・乙175の3（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係
 書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

12条第5項の規定に基づき、松山港港湾施設の概要を次のとおり公
 示する。

令和4年3月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力
移動式荷役機 械(コンテナ 用リフト)	松山市大可賀三丁目1464 番及び1472番	数量 1台 能力 最大荷重6.5トン

○愛媛県告示第180号

港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第

○愛媛県告示第181号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年3月1日

愛媛県中予地方局長 高 橋 敏 彦

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
3中局建(開)第35号 令和4年2月18日	伊予郡砥部町高尾田120番	松山市南堀端町3番地7 サーバス南堀端1402号 柳 田 達 志

○愛媛県告示第182号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県 道	長浜保内線	大洲市豊茂丙11番7	旧	メートル 5.0~13.9	キロメートル 0.057	
			新	8.9~22.1	0.057	

○愛媛県告示第183号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜保内線	大洲市豊茂丙11番7	令和4年3月1日

公 告

○公 告

技能検定の実施について

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定に基づき、前期技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和4年3月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 実施職種及び等級の区分

技能検定は、次の表の左欄に掲げる職種について、同表の右欄に掲げる等級に区分して実施する。

職 種	等 級
造園、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造に係るものに限る。）、金属熱処理（2級に限る。）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、放電加工（数値制御彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工（製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、めっき（溶融亜鉛めっきに係るものに限る。）、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、産業車両整備（2級に限る。）、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、プラスチック成形（射出成形及びインフレーション成形に係るものに限る。）、石材施工（石張り及び石積みに係るものに限る。）、酒造、とび、左官、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及び化粧フィルム工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、表装（壁装に係るものに限る。）、塗装（建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。）及びフラワー装飾	1級及び2級
造園、鑄造、金属熱処理、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、平面研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、塗装（金属塗装に係るものに限る。）及びフラワー装飾	3級

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 実技試験

令和4年6月7日（火）から9月11日（日）までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

実施職種ごとに、次の表のとおりとする。

職 種	等 級	実 施 期 日
造園、鑄造、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、平面研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、塗装（金属塗装に係るものに限る。）及びフラワー装飾	3級	令和4年7月10日(日)
造園、金属熱処理（2級に限る。）、金属プレス加工、産業車両整備（2級に限る。）、プラスチック成形（射出成形及びインフレーション成形に係るものに限る。）、とび、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。）、サッシ施工及び塗装（建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。）、	1級及び2級	令和4年8月21日(日)
金属熱処理	3級	
機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、鉄工（製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。）、めっき（溶融亜鉛めっきに係るものに限る。）、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、左官、畳製作及び内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及び化粧フィルム工事に係るものに限る。）、	1級及び2級	令和4年8月28日(日)
鑄造（鑄鉄鑄物鑄造に係るものに限る。）、放電加工（数値制御彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。）、建築板金、仕上げ、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、石材施工（石張り及び石積みに係るものに限る。）、酒造、タイル張り、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、表装（壁装に係るものに限る。）及びフラワー装飾	1級及び2級	令和4年9月4日(日)

(2) 実施場所

愛媛県職業能力開発協会が指定する場所

4 技能検定受検申請書の提出期間

令和4年4月4日（月）から15日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

5 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

松山市大可賀2丁目1-28 アイテムえひめ内

愛媛県職業能力開発協会

○ 公 告

技能検定の実施について

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、随時技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和4年3月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 実施職種及び等級の区分

技能検定は、次の表の左欄に掲げる職種について、同表の右欄に掲げる等級に区分して実施する。

職 種	等 級
さく井（ロータリー式さく井工事に係るものに限る。）、鋳造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、冷凍空気調和機器施工、染色、婦人子供服製造、紳士服製造、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形（射出成形及びブロー成形に係るものに限る。）、強化プラスチック成形（3級に限る。）、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装及び工業包装	2級及び3級
さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装	基礎級

注1 2級の試験については、当該職種に係る3級の実技試験に合格した者に限り受けることができる。

2 3級の試験については、当該職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第57号）第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級に合格した者に限り受けることができる。

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 実技試験

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

(2) 実施場所

愛媛県職業能力開発協会が指定する場所

4 技能検定受検申請書の提出期間

原則として、技能検定試験実施期日の30日前まで受け付ける。

5 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

松山市大可賀2丁目1-28 アイテムえひめ内

愛媛県職業能力開発協会

○公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行について

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和4年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和4年3月1日

愛媛県知事 中村時広

1 試験の施行日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

令和4年7月3日（日）午前10時10分から午後5時20分まで

イ 建築設計製図の試験

令和4年9月11日（日）午前11時から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

令和4年7月24日（日）午前10時10分から午後5時20分まで

イ 建築設計製図の試験

令和4年10月9日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験の場所

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

松山市文京町3 愛媛大学（城北キャンパス）

イ 建築設計製図の試験

松山市文京町3 愛媛大学（城北キャンパス）

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

松山市文京町3 愛媛大学（城北キャンパス）

イ 建築設計製図の試験

松山市文京町3 愛媛大学（城北キャンパス）

3 受験申込手続

令和4年4月1日（金）午前10時から14日（木）午後4時までの間に、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力して申し込むこと。ただし、インターネットによる受験申込みを行うことができない場合は、同月6日（水）までに同センター本部に申し出ること。

4 建築設計製図の課題

令和4年6月8日（水）（予定）から公益財団法人建築技術教

育普及センターのホームページ(https://www.jaeic.or.jp/)において公表する。

5 学科の試験の合格通知

(1) 二級建築士試験

令和4年8月23日(火)(予定)付けで通知する。

(2) 木造建築士試験

令和4年9月6日(火)(予定)付けで通知する。

6 合格発表

令和4年12月1日(木)(予定)付けの愛媛県報で公告する。

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第1号

令和4年度愛媛県職員採用候補者(上級)【行政事務B及び総合土木B】試験公告

令和4年3月1日

愛媛県人事委員会

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 電話(089)912-2826
試験当日用緊急連絡先 080-7039-1189 試験当日のみ通話可能
愛媛県職員採用情報ホームページ https://www.pref.ehime.jp/employment/

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。なお、申込後の試験区分の変更はできません。

Table with 4 columns: 試験区分, 採用予定人員, 職務内容, 内容. Rows include 行政事務B and 総合土木B.

2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 平成7年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者

イ 平成13年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの(以下「大学等」という。)を卒業した者又は大学等を令和5年3月末日までに卒業する見込みの者

(2) 日本の国籍を有する者

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者

本試験申込後は、自己アピール試験又は専門性アピール試験の登録(提出)がない場合も上級試験のその他の試験区分(「行政事務A」、「総合土木A」ほか)及び民間企業等経験者試験への申込みはできません。

3 試験日程、試験会場及び合格発表

Table with 5 columns: 区分, 試験日, 試験会場, 合格発表, 備考. Rows include 第1次試験 (共通, 行政事務B, 総合土木B) and 第2次試験.

第1次試験の基礎能力検査(SPI3)(以下「SPI3」という。)の各テストセンターの申込者数の状況によっては、希望する日や会場で受検できない場合がありますので、IDをお知らせする電子メールの受信確認後、速やかにテストセンターの受検登録を行ってください。

なお、テストセンターの受検におけるトラブルについては、一切責任を負いません。

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載します。

おって、第1次試験の合格発表の日時は、3月28日（月）までに、愛媛県採用試験受験等申込システム（以下「システム」という。）を通じてお知らせします。

4 試験の方法等

(1) 行政事務B

ア 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区 分	試験・検査種目等	配 点	試 験 の 内 容
第1次試験	基礎能力検査（SPI3）	40点	多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力についての検査及び性格検査を行います（性格検査は配点なし）。
	自己アピール試験	30点	自らの経験や意欲等について、受付期間内に登録（提出）された自己アピール内容により審査します。
	特定資格等加点	9点	県政重要施策の推進に有用となる資格等について、基準を満たした者に加点します（詳細は別表「特定資格等加点の申請について」を参照）。
第2次試験	口 述 試 験	310点	人物について総合的に評定するため、個別面接、集団面接及び集団討論を行います。
	作 文 試 験	50点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います（課題1題、解答時間1時間）。
	適 性 検 査		職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

イ 自己アピール試験は、受験申込完了後、システムのマイページに表示される「自己アピール試験入力フォーム」から、受付期間内に登録（提出）してください。（一旦登録（提出）された自己アピール試験の内容変更や差し替えは、一切認めません。）

ウ 受付期間内に自己アピール試験の登録（提出）が完了しなかった場合は、辞退したものとみなし、SPI3の受験はできません。

エ 自己アピール試験及び特定資格等加点の申請に係る登録（提出）内容に虚偽又は不正があると認められた場合は、採点を行わず、不合格とします。

オ 第1次試験合格者は、第1次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合には、得点にかかわらず不合格となります。

なお、SPI3が一定の基準に達しない場合には、自己アピール試験の採点は行いません。

カ 自己アピール試験の登録内容及び性格検査の結果は、第2次試験において、参考資料として使用します。

キ 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

ク 前年度に出題した集団討論の課題をホームページに掲載しています。

また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

(2) 総合土木B

ア 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区 分	試験・検査種目	配 点	試 験 の 内 容
第1次試験	基礎能力検査（SPI3）	30点	多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力についての検査及び性格検査を行います（性格検査は配点なし）。
	専門性アピール試験	40点	必要な専門的知識及び技能について、受付期間内に登録（提出）された専門性アピール内容により審査します。
第2次試験	口 述 試 験	240点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	プレゼンテーション試験	70点	初めに受験者からこれまで培ってきた専門性についてプレゼンテーション（5分程度）をしていただき、その内容を踏まえた個別面接を行います。
	作 文 試 験	50点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います（課題1題、解答時間1時間）。
	適 性 検 査		職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

イ 専門性アピール試験は、受験申込完了後、システムのマイページに表示される「専門性アピール試験入力フォーム」から、受付期間内に登録（提出）してください。（一旦登録（提出）された専門性アピール試験の内容変更や差し替えは、一切認めません。）

ウ 受付期間内に専門性アピール試験の登録（提出）が完了しなかった場合は、辞退したものとみなし、SPI3の受験はできません。

エ 専門性アピール試験の登録（提出）内容に虚偽又は不正があると認められた場合は、採点を行わず、不合格とします。
 オ 第1次試験合格者は、第1次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合には、得点にかかわらず不合格となります。

なお、SPI3が一定の基準に達しない場合には、専門性アピール試験の採点は行いません。

カ 専門性アピール試験の登録内容及び性格検査の結果は、第2次試験において、参考資料として使用します。

キ プレゼンテーション試験は、専門性アピール試験の内容を基に、各受験者に資料を使って説明していただきます。

資料は、A4サイズの用紙2枚以内（片面印刷）で作成の上、プレゼンテーション試験の当日、12部持参してください。

ク 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

5 受験申込み

(1) 受験の申込みは、ホームページからシステムにアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください（郵送や持参による申込みは受け付けません。）。

なお、受付期間は次のとおりです。

令和4年3月8日（火）午前8時30分から3月22日（火）午後5時15分まで

(2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手續に必要なので、必ず控えておいてください。）。

(3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（原則、電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）。

(5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験番号及びSPI3受検IDの通知並びに受験票の交付

(1) 本試験の受験番号及びSPI3の受検に必要なID（企業別受検ID）は、受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛てに電子メールを送信しますので、受信確認後速やかにテストセンターの受検登録を行っていただくとともにシステムのマイページにログインして自分の受験番号を確認してください。3月28日（月）までに電子メールが届かない場合には、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(2) 受験票は、第1次試験合格者のみ出力することができます。第1次試験に合格された方には、合格発表後、「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。

(3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第2次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。

この名簿は、原則として、令和5年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

(2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事等）が選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試験区分	現 行 給 料 月 額
行政事務 B	行政職給料表 1 級29号給 189,643円
総合土木 B	

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、郵送による開示請求を受け付けます。

開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生

証、運転免許証等)の写しと返信用封筒(定型、縦14cm~23.5cm×横9cm~12cm)を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手404円(簡易書留相当分)を貼ってください。

試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

開示請求できる人	開示内容	請求受付期間	開示方法
第1次試験不合格者	第1次試験の試験・検査種目等別得点、合計得点及び順位(ただし、一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名)	第1次試験合格発表の日から1月間	郵送により開示を請求
第2次試験受験者	第1次試験の試験・検査種目等別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位(ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、総合順位に代えて当該試験・検査種目名)	第2次試験合格発表の日から1月間	

新型コロナウイルス感染症等拡大防止の観点から、郵送による開示請求としていますが、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することもできます。

10 その他

心身の機能の障がいにより、受験時に配慮を必要とする場合は、受付期間内に愛媛県人事委員会事務局へ申し出てください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛ての電子メールにてお知らせします。

別表 特定資格等加点の申請について

1 加点基準

次に掲げる県政重要施策の推進に有用となる資格等(ただし、語学資格については平成29年4月1日から申込日までに取得したものに限り、)について、基準を満たした者に加点します。なお、加点対象となる特定資格等はいずれか1種類に限り、複数の特定資格等を有する場合にも、二重に加点するものではありません。

地域経済の活力創出			
語学資格(英語)	TOEIC Listening & Reading Test(公開テスト)	600以上	3点加点
		730以上	6点加点
	TOEFL iBTテスト	65以上	3点加点
		85以上	6点加点
	IELTS	5.5以上	3点加点
		6.5以上	6点加点
実用英語技能検定	準1級以上	6点加点	
語学資格(中国語)	中国語検定試験	2級以上	3点加点
	中国語コミュニケーション能力検定	550点以上	3点加点
	漢語水平考試(HSK)	筆記5級180点以上	3点加点
		筆記6級180点以上	
	口試(高級)60点以上		
語学資格(韓国語)	韓国語能力試験(TOPIK)	4級以上	3点加点
	ハングル能力検定試験	準2級以上	3点加点
デジタル技術の活用加速化			
情報系資格	基本情報技術者		3点加点
	応用情報技術者		6点加点
	ITストラテジスト		9点加点
	システムアーキテクト		9点加点
	プロジェクトマネージャ		9点加点
	ネットワークスペシャリスト		9点加点
	データベーススペシャリスト		9点加点

エンベデッドシステムスペシャリスト	9点加点
ITサービスマネージャ	9点加点
システム監査技術者	9点加点
情報処理安全確保支援士	9点加点

2 証明書類

該当する「資格名、試験名等」及び「受験者の氏名」が確認できるもので、主催者が発行する書類（合格証書、合格証明書、Official Score Report等）に限る。

3 申請方法

受験申込時に特定資格等加点を申請する旨を入力した上で、受験申込完了後、システムのマイページに表示される「特定資格等加点申請フォーム」から、必要事項を入力し、証明書類の写し（コピー）の電子ファイルを受付期間内に登録（提出）してください。また、電子ファイルの形式はPDFのみとし、一旦登録（提出）された内容の変更や差し替えは、一切認めません。

なお、次のいずれかに該当する場合は、加点しません。

- (1) 入力漏れや不備がある場合
- (2) 加点基準を満たさない場合（基準を満たす事実が確認できない場合を含む。）
- (3) 受験申込時に、特定資格等加点を申請する旨の入力がない場合（申込完了後の申込内容の変更はできませんので注意してください。）
- (4) 受付期間内に証明書類の写し（コピー）の登録（提出）がない場合
- (5) 登録（提出）された電子ファイルが指定のファイル形式以外の場合（愛媛県人事委員会事務局のパソコンで正常にファイルを展開できない場合を含む。）

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第1号

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和4年3月1日

愛媛県公営企業管理者 山口 真 司

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員の給与に関する規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>附 則 (給料の調整額)</p> <p>8 省略</p> <p>9 当分の間、病院に勤務する医療職給料表()の適用を受ける職員に対し、当該職員に適用される職務の級に応じて次の表に掲げる調整基本額に同表に掲げる調整数を乗じて得た額の給料の調整額を支給する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">調整基本額</th> <th style="text-align: center;">調整数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td style="text-align: center;">8,100円</td> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">0.3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td style="text-align: center;">9,400円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 級</td> <td style="text-align: center;">9,700円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 級</td> <td style="text-align: center;">10,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 級</td> <td style="text-align: center;">10,400円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 級</td> <td style="text-align: center;">11,600円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 級</td> <td style="text-align: center;">12,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>10 省略</p>	職務の級	調整基本額	調整数	1 級	8,100円	0.3	2 級	9,400円	3 級	9,700円	4 級	10,000円	5 級	10,400円	6 級	11,600円	7 級	12,500円	<p>附 則 (給料の調整額)</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p>
職務の級	調整基本額	調整数																	
1 級	8,100円	0.3																	
2 級	9,400円																		
3 級	9,700円																		
4 級	10,000円																		
5 級	10,400円																		
6 級	11,600円																		
7 級	12,500円																		

附 則

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県企業職員の給与に関する規程附則第9項の規定は、令和4年2月1日から適用する。